

デイサービスひかりの郷 通所介護（介護予防通所型サービス）利用契約書

-----（以下「甲」という。）と社会福祉法人創誠会（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して行う、デイサービスひかりの郷における通所介護・介護予防通所型サービス（以下「通所介護サービス」という。）について、次のとおり契約します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し介護保険法及び関係法令の趣旨に基づき、甲がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、甲に対し第5条及び第6条に定める通所介護サービスを提供します。

2 乙が、甲に対して実施する通所介護サービスの内容、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の7日前までに、甲から乙に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（通所介護計画の作成）

第3条 乙は、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、通所介護計画を作成します。乙は、この通所介護計画の内容を甲及びその家族に説明します。

（通所介護の提供場所・内容）

第4条 通所介護の提供場所は、デイサービスひかりの郷です。所在地及び設備の概要は、別紙のとおりです。

2 乙は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。乙は通所介護の提供にあたり、その内容について甲に説明します。

3 甲は、サービス内容の変更を希望する場合には、乙に申し入れることができます。その場合、乙は、可能な限り甲の希望に沿うようにします。

（介護保険給付対象サービス）

第5条 乙は、介護保険給付対象サービスとして、デイサービスひかりの郷において、甲に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第6条 乙は、甲との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。

2 前項の他、乙は、別紙のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は甲が負担するものとします。
- 4 乙は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて甲の家族等に対してもわかり易く説明するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

- 第7条 甲は、通所介護サービスの対価として、別紙に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を乙に支払います。
- 2 前条第1項及び第2項に定めるサービスについて、甲は、別紙に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を乙に支払うものとします。
 - 3 前項の他、甲は食事の提供にかかる費用とおむつ代等、甲の日常生活上必要となる諸費用の実費を乙に支払うものとします。
 - 4 前3項に定めるサービス利用料金は、月ごとに計算し、翌月10日までに請求書を発行します。甲は、請求のあった月の20日までに、現金、銀行振込または口座自動振替で支払います。
 - 5 乙は、甲から料金の支払いを受けたときは、甲に対し領収書を発行します。

(利用日の中止・変更・追加)

- 第8条 甲は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止、変更または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、甲はサービス実施日の2日前までに乙に申し出るものとします。
- 2 甲が、利用日に利用の中止を申し出た場合は、別紙に定める所定のキャンセル料が生じます。
 - 3 乙は、第1項に基づく甲からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、デイサービスひかりの郷が満員または身体機能の著しい低下、長期入院を経ての再利用する際、甲の希望する日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を甲に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

- 第9条 乙は、甲に対して文書で通知することにより、食費の変更を申し入れることができます。
- 2 甲が前項の料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「覚書」を作成し、相互に取り交わします。ただし、介護保険法に基づく介護給付費体系の変更については、これを省略することとします。
 - 3 甲は、第1項の料金の変更を承諾しない場合、甲または乙は文書で相手方にこの契約を解約する旨の通知をすることにより、通知後30日を経過したときに、この契約は解約により終了します。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第10条 乙及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、甲の生命、身体、財産の安全及び確保に配慮するものとします。
- 2 乙は、甲の体調・健康状態からみて必要な場合には、デイサービスひかりの郷の看護職員もしくは主治医または歯科医師と連携し、甲からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

- 3 乙は、サービス提供時において、甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、別紙に定める家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医または歯科医師に連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第11条 乙は、通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 乙は、第3条に基づく通所介護計画を作成するため、居宅介護支援事業者から居宅サービス計画（ケアプラン）を受領します。

(守秘義務等)

第12条 乙及びサービス従事者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た甲またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

- 3 前2項にかかわらず、甲に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる本人の事前の同意を文書により得た上で、甲または甲の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第13条 甲は、デイサービスひかりの郷の設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 甲は、デイサービスひかりの郷の設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。

- 3 甲の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、甲及びその家族等と乙との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第14条 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、甲に対してその損害を賠償します。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、甲に故意または過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 乙は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第15条 乙は、自己の責に帰すべき事由がない場合は、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

- (1) 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- (2) 甲が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故

意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(3) 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

(4) 甲が、乙もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(事業者の責によらない事由によるサービスの実施不能)

第16条 乙は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第17条 甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1) 甲が死亡した場合

(2) 要介護認定または要支援認定により、甲の心身状況が自立と判定された場合

(3) 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により通所介護事業所を閉鎖した場合

(4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(5) デイサービスひかりの郷が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

(6) 第18条から第20条に基づき本契約が解約または解除された場合

2 乙は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、甲の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第18条 甲は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、甲は契約終了希望日の7日前までに乙に通知するものとします。

2 甲は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1) 第9条第3項により本契約を解約する場合

(2) 甲が介護保険施設に入所した場合

(利用者からの契約解除)

第19条 甲は、乙もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1) 乙もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合

(2) 乙もしくはサービス従事者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 乙もしくはサービス従事者が、故意または過失により甲の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の甲が甲の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、乙が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第20条 乙は、甲が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 甲による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合
- (3) 甲が、故意または重大な過失により乙またはサービス従事者もしくは他の甲等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

[本項目に該当する具体例]

セクシャルハラスメント行為、暴力行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷感情的・理不尽な要求、威圧的・攻撃的な言動、悪意・敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言、インターネットやSNS上での誹謗中傷発言等により乙に就業する職員、他の契約者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合

(精算)

第21条 第17条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、甲が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第2項の原状回復の義務、その他の条項に基づく義務を乙に対して負担しているときは、契約終了日から7日以内に精算するものとします。

第7章 その他

(記録)

第22条 乙は、甲に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、5年間保管し、甲もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、写しを交付するものとします。

(苦情処理)

第23条 乙は、その提供したサービスに関する甲等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第24条 本契約に定められていない事項について疑義が生じた場合には、乙は介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、甲と誠意をもって協議するものとします。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲及び乙は、事業所の住所地を管理する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとします。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとします。

(契約締結日) 令和_____年_____月_____日

(利用者) 住 所_____

氏 名_____⑩

(契約者) 住 所_____

氏 名_____⑩

*契約者を選任した場合は、利用者との関係（_____）

(事業者) 住 所 船橋市二和西6丁目3番20号

法人名 社会福祉法人 創誠会
デイサービスひかりの郷
(事業所番号) 千葉県 1270905464
理事長 石神 市太郎 ⑩

(説明者) 氏 名_____⑩

社会福祉法人 創誠会

個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項

平素より、社会福祉法人 創誠会（当法人）をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。当法人はお申し込みの際又はご利用の継続中に、「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項」（以下「同意条項」といいます。）第1条に規定した利用目的の範囲内でご申告いただいた、お客様またはお客様のご家族（以下「お客様」といいます。）の個人情報を業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当法人は、個人情報につき以下に定める同意条項にもとづき取扱いするものとし、お客様が同意条項を承認されることによりお客様との取引を行います。

第1条 個人情報の取得・保有・利用目的

当法人は、お客様との取引につき安全かつ確実に遂行し、より良いサービスを提供させていただくため、適法・公正な手段により必要な範囲内でお客様に関する個人情報を次の目的のために取得・保有させていただいております。なお、当法人は、取得・保有した個人情報につき取引の継続中および取引終了後も適切な保護措置を講じます。

- （1） 居宅介護支援事業・通所介護事業、訪問介護事業・認知症対応型共同生活介護事業・特定施設入居者生活介護事業・有料老人ホームおよび高齢者住宅・ショートステイ・託児施設・高齢者、障害者ならびに療養者についての療養、介護および自立生活を支援するプログラムの提供、高齢者ならびに障害者の住宅施設の賃貸借に関する業務における利用目的。適切なサービス提供にかかわる心身の状況ならびに生活環境の把握等。
- （2） 緊急を要する場合のお客様へのご連絡および代金の収納等

（注）上記に記載の事業には、介護保険法上に規定されている事業を含みます。

- （3） 当施設ホームページ上への掲載

当施設ホームページにて、ご利用者様の各イベントでのご様子やボランティア活動による作品などを掲載させていただきます。

第2条 個人情報の第三者提供

当法人は次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

- （1） サービス担当者会議等で必要に応じて開示する場合
- （2） 利用目的の達成に必要な範囲内において業務委託先に提供する場合。尚、この場合、当該委託先につき厳正な調査を行った上、秘密保持のため適正な監査を行います。
- （3） 当法人内で個人情報を共同利用する場合
- （4） 法令により必要と判断される場合
- （5） お客様または公共の利益のために必要と判断される場合
- （6） その他正当な理由がある場合

第3条 お客様からの開示、訂正のご請求

お客様からご本人に関する情報の開示のご請求があった場合は、請求者がご本人であることをご確認させていただいた上で、特別の理由がない限り対応させていただきます。また、お客様に関する情報が誤っていたり、不正確な場合で、お客様が情報を変更された場合は、正確なものに変更させていただきます。

第4条 同意条項に不同意の場合

当法人は、お客様が同意条項の内容の全部または一部に同意されない場合、取引を承諾しないことがあります。

第5条 お問合せについて

個人情報についてのお問合せは、次の「お問合せ窓口」までご連絡下さい。ご本人であることを確認させていただいた上で、可能な範囲内で速やかに対応させていただきます。

「お問合せ窓口」 個人情報相談窓口

「受付時間」 8:30～17:30（年末年始除く）

「Eメールアドレス」 s-kinoshita@souseikai-swc.or.jp

「電話番号」 047-440-4170

法人名	社会福祉法人 創誠会
代表者	理事長 石神 市太郎
所在地（連絡先）	船橋市二和西 6-3-20（電話）047-440-4165

事業所名	デイサービスひかりの郷
所在地（連絡先）	船橋市二和西六丁目 3 番 2 0 号 （電話） 047-440-4170 （FAX） 047-440-4013
介護保険事業所番号	千葉県 1 2 7 0 9 0 5 4 6 4
管理者の氏名	木下 飛希
利用定員	20 人

職 種	員 数	職務内容等
管理者	1 人（専従もしくは兼務）	職員及び業務の一元的な管理
生活相談員	1 人以上 サービス提供時間を通じて配置	利用の申込みに係る調整及び相談
介護職員	2 名以上 利用者数が 15 人までは 1 人以上、 それ以上 5 またはその端数を増 すごとに 1 人配置	通所介護計画に基づく介護
看護職員	1 人以上 サービス提供日ごとに専従または 兼務で配置	保健衛生及び看護業務
機能訓練指導員	1 人以上 サービス提供日ごとに 1 人以上 配置	機能の改善と減退防止のための 訓練及び指導・助言

サービスを提供する対象地域	船橋市、鎌ヶ谷市、白井市、市川市、松戸市
---------------	----------------------

営業時間 （サービス提供時間）	月曜日から土曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで （午前 9 時 30 分から午後 4 時 45 分までを基本的なサービス 提供時間とする）なお、延長サービスの希望があった場合、 午前 8 時から午後 7 時まで営業します。 ＊祝日（1 月 1 日を除く）は、営業します。
休業日	年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日まで）、毎週日曜日

3. サービスの内容

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事を提供します。 朝食 午前 8 時～（延長希望時） 昼食 午後 0 時～ おやつ 午後 3 時～ 夕食 午後 6 時～（延長希望時）
入 浴	ご希望に応じて入浴を提供します。
介 助	移動介助、排泄介助、身体清潔への介助等を提供します。
通所介護 サービス	趣味やレクリエーション活動、外出起案を通して、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	血圧測定、体温等確認等を行います。
生活相談	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	送迎を希望の方には、送迎車による送迎を行います。ただし、事情により玄関までの送迎が困難な場合もありますので、事前に相談させていただきます。

4. 利用料金（介護保険法が定める法定料金）

（1）通所介護サービス基本利用料（1 日につき）

要介護度	通常規模・7 時間以上 8 時間未満				備 考
	単位数	自己負担額の目安			
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
要介護 1	658 単位	693 円	1,387 円	2,080 円	
要介護 2	777 単位	818 円	1,637 円	2,456 円	
要介護 3	900 単位	948 円	1,897 円	2,845 円	
要介護 4	1,023 単位	1,078 円	2,156 円	3,234 円	
要介護 5	1,148 単位	1,209 円	2,419 円	3,629 円	

要介護度	通常規模・8 時間以上 9 時間未満				備 考
	単位数	自己負担額の目安			
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
要介護 1	669 単位	705 円	1,410 円	2,115 円	
要介護 2	791 単位	833 円	1,667 円	2,501 円	
要介護 3	915 単位	964 円	1,928 円	2,893 円	
要介護 4	1,041 単位	1,097 円	2,194 円	3,291 円	
要介護 5	1,168 単位	1,231 円	2,462 円	3,693 円	

（2）加算料金

区 分	単位数	自己負担額の目安			備 考
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
入浴介助加算（Ⅰ）	40 単位/回	42 円	84 円	126 円	
入浴介助加算（Ⅱ）	55 単位/回	57 円	115 円	173 円	
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	42 円	84 円	126 円	
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 単位/回	56 円	112 円	177 円	
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76 単位/回	80 円	160 円	240 円	

個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/月	21 円	42 円	63 円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	1 ヶ月の総単位数×11.8%×10.54 円				
ADL 維持等加算Ⅱ	60 単位	63 円	126 円	189 円	
若年性認知症利用者受入加算	60 単位/日	63 円	126 円	189 円	

1) 地域区分：船橋市（4 級地） 1 単位＝10.54 円

2) 月単位の合計額は、円未満端数の処理等により、上表と異なる場合があります。

(3) 介護予防通所型サービス基本利用料

	市町村	単位数	自己負担額の目安			備考
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
要支援 1	船橋市	1,798 単位	1,895 円	3,790 円	5,685 円	週 1 回利用
	鎌ヶ谷市	1,798 単位	1,895 円	3,790 円	5,685 円	
	白井市	1,349 単位	1,421 円	2,843 円	4,265 円	
要支援 2	船橋市	3,621 単位	3,816 円	7,633 円	11,449 円	週 2 回利用
	鎌ヶ谷市	3,621 単位	3,816 円	7,633 円	11,449 円	
	白井市	1,349 単位	1,421 円	2,843 円	4,265 円	

(4) 加算料金

区 分	単位数	自己負担額の目安			備考
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	42 円	84 円	126 円	
若年性認知症利用者受入加算	60 単位/日	63 円	126 円	189 円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	1 ヶ月の総単位数×11.8%×10.54 円				

(5) 介護保険外の料金

区 分	金 額	備 考
昼食代	700 円	
おやつ代	100 円	
朝食代（希望により）	455 円	
夕食代（希望により）	665 円	
テーブルタイプ S サイズ	120 円 / 枚	
テーブルタイプ M サイズ	140 円 / 枚	
リハビリパンツ S・M サイズ	100 円 / 枚	
パッド	40 円 / 枚	
バスタオル・フェイスタオル・洗身タオル	30 円・15 円・10 円 / 枚	
通所介護サービスまたは介護予防通所型サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用	実費 200 円/月	レクリエーション クラブ活動等
利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスに係る費用	実費	

5. キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合、下記キャンセル料が生じます。

利用日の前日午後 5 時までに連絡があった場合	無 料
-------------------------	-----

利用日の前日午後5時までに連絡がなかった場合 なお、体調不良の場合等につきましてはご相談ください。	実費相当分
--	-------

6. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

地域で暮らす高齢者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護サービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 運営方針

- ア 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- イ 利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身状況、希望及びおかれている環境を踏まえた適切なサービスを提供します。
- ウ 地域との結びつきを重視し、関係行政機関、居宅介護支援事業者、介護保険施設及びその他の福祉サービスを提供する事業者と密接な連携に努めます。

(3) その他

区 分	内 容
通所介護計画作成及び事後評価	利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標達成状況を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載し、利用者に説明のうえ交付します。
職員研修	事業計画に基づき、施設内研修及び派遣研修を行っています。
行事等	年間計画に基づき、季節感のある行事を開催しています。
当法人が行っているその他の介護保険サービス	・特別養護老人ホームひかりの郷 ユニット型（介護老人福祉施設） 平成18年8月1日指定（千葉県 1270903717） ・特別養護老人ホームひかりの郷 ユニット型（短期入所生活介護） 平成24年10月1日指定（千葉県 1270903717） ・指定居宅介護支援事業所ひかりの郷（居宅介護支援事業所） 平成24年11月1日指定（千葉県 1270903741） ・特別養護老人ホームあかり ユニット型（介護老人福祉施設） 平成30年2月1日指定（千葉県 1272901719） ・特別養護老人ホームあかり ユニット型（短期入所生活介護） 平成30年2月1日指定（千葉県 1272901719） ・特別養護老人ホームあかり 従来型（介護老人福祉施設） 平成30年4月1日指定（千葉県 1272901768） ・特別養護老人ホームあかり 従来型（短期入所生活介護） 平成30年4月1日指定（千葉県 1272901768） ・特別養護老人ホーム市川ひかり ユニット型（介護老人福祉施設） 令和5年2月1日指定（千葉県 1270805995） ・特別養護老人ホーム市川ひかり ユニット型（短期入所生活介護） 令和5年2月1日指定（千葉県 1270806001） ・特別養護老人ホーム市川ひかり 従来型（介護老人福祉施設） 令和5年4月1日指定（千葉県 1270806019） ・特別養護老人ホーム市川ひかり 従来型（短期入所生活介護） 令和5年4月1日指定（千葉県 1270806027）

7. 非常災害時の対策

消防計画等	消防計画及び防災計画を別に定めています。
防災訓練等	法令に基づき避難・消火訓練を年2回以上実施しています。
防災設備等	スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、非常用自家発電装置、消火器等を備えています。

8. サービス内容に関する苦情・相談窓口

(1) デイサービスひかりの郷の苦情・相談窓口

苦情解決責任者	(管理者) 木下 飛希
苦情受付担当者	(生活相談員) 秋元 美穂子
連絡先	〒274-0806 船橋市二和西6丁目3番20号 (電話) 047-440-4170 (FAX) 047-440-4013

(2) 行政等の苦情受付機関

船橋市 介護保険課	(電話) 047-436-2304
鎌ヶ谷市 高齢者支援課	(電話) 047-445-1141 (内線 744)
白井市 高齢者福祉課	(電話) 047-497-3473
市川市 介護福祉課	(電話) 047-712-8541
松戸市 介護保険課	(電話) 047-366-7370
千葉県国民健康保険団体連合会	(電話) 043-254-7428

9. 個人情報の取扱い

本事業所は、「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」(平成16年12月24日厚生労働省通知)及び「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)の規定に従い、個人情報の取り扱いを行います。
利用者の貴重な個人情報を介護保険サービス提供機関として、次に沿って利用させていただきます。

(1) 利用する目的

ア 施設内での使用

- ① 施設が利用者に提供する福祉サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 福祉サービスを提供する上での事務管理業務
 - ・入退所に関する手続き
 - ・会計、経理事務
 - ・福祉サービスの向上や業務の維持、改善のための基礎資料
 - ・福祉サービスに関する事故等の報告

イ 施設外への情報提供としての使用

- ① 利用者様へ福祉サービスを提供するうえで、他の介護保険事業者との連携を保つ必要がある場合
- ② 入院、退院による診療のため、医師等から情報提供を求められた場合
- ③ 定期的な健康診断を受ける場合
- ④ ご家族等への状況説明
- ⑤ 介護報酬審査機関等への請求書提出
- ⑥ 保険者および介護報酬審査機関からの照会への回答
- ⑦ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

ウ その他の使用

- ① 実習生を受け入れるにあたっての業務
- ② 社会福祉および福祉サービス向上のための情報提供
- ③ 施設内での研修会
- ④ 外部監査機関への情報提供

(2) 使用する期間

使用する期間は、サービス提供の契約期間に準ずる。

(3) 使用条件

個人情報の使用は必要最低限として、サービス提供にかかわる目的以外には行いません。
また契約終了後においても第三者には漏らしません。

10. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- (2) 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用及び故意に破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (3) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (5) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (6) 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

11. 健康状態の急変時の対応方法

- (1) 利用者が風邪、病気の場合は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康確認後、体調不良と認めた場合、サービス内容変更または中止することがあります。この場合、あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡し適切に対応します。

第1連絡先

氏 名		続柄	
住 所	〒		
電話番号	(自宅)	(携帯)	
勤務先	(TEL)		

第2連絡先

氏 名		続柄	
住 所	〒		
電話番号	(自宅)	(携帯)	
勤務先	(TEL)		

1 2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所では、提供しているサービスの内容について、第三者機関から評価の実施は、現時点では受けていません。

評価実施状況	実施日	評価機関名	結果
1. あり 2. なし	—	—	—

デイサービスひかりの郷の利用にあたり、利用契約書及びこの重要事項説明書に基づいて、通所介護（介護予防通所型）のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

（説明日） 令和 年 月 日

（事業者） 住 所 船橋市二和西 6 丁目 3 番 2 0 号
 法 人 名 社会福祉法人 創誠会
 事業所名 デイサービスひかりの郷
 事業所番号 千葉県 1270905464
 代表者名 理事長 石神 市太郎 印

（説明者） 職 名
 氏 名 印

私は、デイサービスひかりの郷の利用にあたり、重要事項説明書に基づいて、通所介護（介護予防通所型）のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

（利用者） 住 所
 氏 名 印

（契約者） 住 所
 氏 名 印

* 契約者を選任した場合は、利用者との関係（ ）